

廃 第 1 5 4 8 号
令和 2 年 1 月 2 7 日

千葉県経済同友会 会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

フロン排出抑制法の改正について

日頃より本県の環境施策に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 1 日「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(改正フロン排出抑制法)が施行されます。

これに伴い、フロン類を冷媒として使用した業務用冷凍空調機器の廃棄におけるフロン類引渡義務違反に対して直接罰が適用されるとともに、フロン類が回収されていない機器の引取りが禁止されます。また、建物解体工事における機器廃棄時には、建物解体工事元請業者及び機器の管理者に対し、機器の有無についての事前確認説明書面の保存義務が課される等、機器の廃棄に携わる者に関する規定が新たに追加されます。

つきましては、下記の改正点を確認し、引き続きフロン類の適正管理を継続していくとともに、貴会会員(組合員)への周知をよろしく願います。

記

- 1 機器廃棄の際の主な改正点
 - ・フロン類の引渡し義務違反の直罰化
 - ・機器の引渡しの際、フロン類回収証明書(引取証明書)の写しの交付義務
 - ・点検記録の保存期間延長
- 2 建物解体時における機器廃棄の際の主な改正点
 - ・建物解体工事における機器の有無に関する事前説明書面の保存義務
- 3 機器を引取る際の主な改正点
 - ・フロン類が残っている機器の引取りの禁止
 - ・機器の引取りの際に交付された引取証明書の写しの保存義務
- 4 その他

改正フロン排出抑制法の具体的な内容は、別添資料をご参照ください。

また、別添資料につきましては、千葉県ホームページに掲載しておりますので、周知の際に御活用ください。

千葉県ホームページ 【<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/freon/kaisei.html>】

問い合わせ先 担当：環境生活部廃棄物指導課ヤード対策班

電話：043-223-4658